

## 藤沢市スマートシティ推進実証事業補助金交付要綱

制定 令和 5年 4月 1日

改正 令和 6年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 市長は、市民生活の利便性や生活の質の向上を目的として、行政が抱えるさまざまな課題の解決に適したデジタル技術やロボットなどの最先端技術の実証に要する経費に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、市長が掲げる実証テーマに対して、デジタル技術やロボットなどの最先端技術を活用したものとする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす企業又は共同事業体の代表とする。

- (1) 納付すべき国税及び地方税に滞納がなく、必要な申告義務を怠っていない者であること。
- (2) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為に関与していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき神奈川県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、スマートシティ推進実証事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち別表に掲げる費用であって、当該年度内に補助対象者が支払ったもの（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、国、他の地方公共団体等若しくは本市から当該年度内に補助事業に係る他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を除く。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費以内の額とし、市長が掲げる実証テーマごとに上限額を別に定める。

- 2 前項の規定により得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業開始前にスマートシティ推進実証事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 補助対象経費の内訳が確認できる書類
- (4) 申請者の事業内容が確認できる書類
- (5) 申請者の直近の事業年度の決算報告書（附属明細書を含む。）
- (6) 共同事業体の場合は、当該共同事業体に係る協定書、構成員、補助事業に要する経費のうち代表者が負担する割合の確認できる書類
- (7) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないことが確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

なお、申請年度及び申請前年度のかながわ電子入札共同システム競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けている場合は(5)及び(7)の書類は提出不要とする。

2 前項の規定において、同一の補助事業者が複数の実証テーマへ交付申請することは妨げない。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、その結果をスマートシティ推進実証事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又はスマートシティ推進実証事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付決定の際、事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付すことができるものとする。

（事業の計画変更）

第8条 前条第1項の規定により、補助金交付の決定を受けた者が、補助事業の計画を変更しようとするときは、速やかにスマートシティ推進実証事業計画変更承認申請書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業計画に変更がないものであって、次に掲げる事項に該当するものは藤沢市補助金交付規則第6条に定めるところの軽微な変更として扱うものとする。

- (1) 交付決定額の2割以内の経費の減額
- (2) 交付決定額の2割以内の別表に定める費用項目間の組換え

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、スマートシティ推進実証事業計画変更承認通知書（第6号様式）により通知する。

（事業の中止）

第9条 第7条第1項の規定により、補助金交付の決定を受けた者が、補助事業を中止しようとするときは、速やかにスマートシティ推進実証事業中止届出書（第7号様式）を、市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 補助金交付の決定を受けた者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況

及び収支の状況について市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業が予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに市長に提出してその指示を受けなければならない。  
(事業完了届兼実績報告書の提出)

第11条 補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業年度が終了したときは、速やかにスマートシティ推進実証事業完了届兼実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を記載した書類、又はそれに代わるもの
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し、又はそれに代わるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により報告があったときは、補助事業が適切に行われたことを確認するため、審査を行う。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

- 2 補助金交付の決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る取扱い)

第13条 申請者は、第6条第1項に規定する申請時において、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 交付決定者は、第11条第1項に規定する事業実績報告までに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、第8条第1項に規定する事業計画の変更を申請しなければならない。

- 3 交付決定者は、第11条第1項に規定する事業実績の報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社又は一支所であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

- 4 市長は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命

ずるものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 第9条に規定する事業の中止を行ったとき
- (4) 第11条第1項に規定する報告をしなかったとき
- (5) 第11条第2項に規定する審査の結果、不適格と判断されたとき
- (6) 第16条の規定に違反したとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨をスマートシティ推進実証事業補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるときは、その旨をスマートシティ推進実証事業補助金返還通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(備付帳簿)

第15条 補助金の交付を受けた者は、事業の実施に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金により取得した財産等について、取得した日の属する会計年度の終了後5年を経過するまでは、処分してはならない。

2 ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 取得した当該財産等の総額が50万円未満の場合
- (2) 取得した当該財産等が減価償却資産の対象年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の耐用年数を経過した場合

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市スマートシティ推進実証事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その

結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表

費用項目	内容
人件費	実証実験の企画、調整、実施などに要する費用
安全対策費	保険の加入など安全対策に要する費用
会場使用料等	実証実験の実施場所となる施設の使用に要する費用
機器レンタル料	実証実験に使用する機器のレンタルに要する費用
運搬費	実証実験の実施場所まで機器を運搬する宅配便や車両のレンタル等に係る経費。
工事費	実証実験の実施場所に機器を設置する工事に係る経費。 施工業者等への外注に限る。
技術指導費用	実証を行うに当たって、外部（専門家）から技術指導を受ける場合に要する費用
委託・発注費用	実証に必要な業務の一部について外部の事業者等に委託・発注する場合に要する費用
その他費用	前各項に掲げるもののほか市長が特に必要と認める費用